ー中山間地域にお住まいの
農業者の方々を支援しますー

資料５

中山間地域等直接支払制度

第4期対策の取組事例　Part2

平成３０年１１月

農林水産省

目　　次

地域名	事　　例	主な取組内容										頁
		担い手育成	農地集積	高収益作物	加工・販売	観光・交流	定住促進	外部人材確保	鳥獣害対策	荒廃農地対策	省力化	
北海道 中頓別町	農作業等の共同化による集落営農組織の推進		○					○		○	○	1
青森県 外ヶ浜町	法人主体による農地の維持・管理	○	○	○		○		○		○	○	2
岩手県 山田町	農作業体験を通じた地域の活性化				○	○				○		3
宮城県 丸森町	法人設立により持続的な農地の維持・管理	○	○	○		○		○		○		4
秋田県 由利本荘市	地域資源を活用して地域活性化			○	○	○						5
山形県 酒田市	法人を主体とした集落営農と地域資源の活用	○	○							○		6
山形県 大蔵村	集落の宝である棚田の景観維持・管理			○		○					○	7
福島県 下郷町	受託組合と棚田オーナー制度による農地維持と地域活性化	○	○		○	○						8
茨城県 笠間市	生産組合による広域的な農地の維持・管理	○	○			○				○		9
栃木県 矢板市	棚田オーナー制度による地域活性化					○						10

地域名	事　　例	主な取組内容										頁
		担い手育成	農地集積	高収益作物	加工・販売	観光・交流	定住促進	外部人材確保	鳥獣害対策	荒廃農地対策	省力化	
埼玉県 美里町	エゴマ栽培による耕作放棄地の解消			○	○				○	○	○	11
千葉県 鴨川市	棚田オーナー制度による農地の維持管理				○	○						12
山梨県 笛吹市	草生栽培による果樹園の土壌流亡防止への取組					○			○			13
長野県 千曲市	棚田貸します制度による農地の維持管理	○				○		○		○		14
新潟県 十日町市	地域マネジメント法人と地域住民による営農や地域の活性化	○	○		○		○					15
富山県 氷見市	少人数、通勤農業集落の超急傾斜地における農業生産活動と 鳥獣害対策			○					○	○		16
石川県 輪島市	法人を中心とした農地の維持・管理		○			○			○	○		17
福井県 美浜町	獣害対策を契機に多角的な取組への発展		○	○	○	○			○	○		18
岐阜県 関市	集落営農法人による一元的な農地等の維持管理体制の整備	○	○						○		○	19
岐阜県 郡上市	地域ぐるみで鳥獣害防止、水田の管理作業を省力化		○				○		○	○	○	20
愛知県 新城市	鳥獣害防止と自然生態系の保全に向けた取組により農業生産活動等 を維持				○	○			○	○		21
三重県 いなべ市	集落営農組織及び認定農業者による離農者農地の引き受け	○	○			○			○		○	22

地域名	事　　例	主な取組内容										頁
		担い手育成	農地集積	高収益作物	加工・販売	観光・交流	定住促進	外部人材確保	鳥獣害対策	荒廃農地対策	省力化	
三重県 亀山市	地域住民や企業ボランティアが連携し、美しい棚田の保全活動に取り組む		○	○		○			○			23
滋賀県 米原市	農地中間管理機構を活用した農地の集積と奥伊吹の流儀 ～まごころ米づくり～	○	○		○	○			○			24
京都府 与謝野町	中山間地域を元気にし、若い人に魅力のある仕事づくりを目指して			○					○		○	25
兵庫県 洲本市	農業生産活動等を通じて地域の活性化	○	○	○	○	○	○	○	○	○		26
奈良県 宇陀市	農業法人を中心とした農業生産活動の維持と地域の活性化	○	○		○			○				27
和歌山県 かつらぎ町	地域特性を生かした活力ある体制づくりと農地保全	○	○		○	○		○			○	28
島根県 安来市	地域運営組織（法人）が協定に参画する形で取組体制を強化				○		○	○				29
島根県 奥出雲町	集落営農組織による広域的な農地の維持・管理		○			○		○	○		○	30
岡山県 高梁市	生産組合による広域的な農地の維持・管理	○	○	○							○	31
岡山県 美咲町	赤そばを活用した地域振興		○		○	○				○		32
広島県 庄原市	機械利用組合を法人化し農地集積と耕畜連携により生産性を向上	○	○						○		○	33
山口県 山口市	共同防除や水田放牧による省力化と地域の活性化		○	○					○	○	○	34

地域名	事　　例	主な取組内容										頁
		担い手育成	農地集積	高収益作物	加工・販売	観光・交流	定住促進	外部人材確保	鳥獣害対策	荒廃農地対策	省力化	
山口県 柳井市	法人と地元で里づくり		○	○	○	○			○			35
徳島県 勝浦町	集落協定による地場農産物の加工・販売				○	○			○			36
香川県 さぬき市	「集落ぐるみの獣害対策」から始まる農用地維持管理	○	○						○	○		37
高知県 黒潮町	農業者の共同活動による里山林の保全・管理				○	○						38
福岡県 うきは市	都市との交流を活かし、集落を活性化				○	○						39
佐賀県 江北町	次世代のために、地域ぐるみで協定農用地の保全に取り組む		○			○	○		○			40
長崎県 波佐見町	ふるさとの誇り「鬼木棚田」を守る				○	○			○	○		41
熊本県 八代市	農事組合法人による農地の維持・管理	○	○	○	○	○			○			42
大分県 豊後大野市	乾田化による高収益作物の拡大と6次産業化による所得向上 ～「人生の楽園」をめざして成長する地域～	○	○	○	○			○			○	43
宮崎県 日之影町	継続して農地を維持する体制をめざして	○	○							○		44
鹿児島県 曽於市	美しい緑と水に囲まれて、みんなで創るむらづくり			○		○				○	○	45
沖縄県 南大東村	持続的な農業生産活動の体制整備		○							○	○	46

農作業等の共同化による集落営農組織の推進
（北海道中頓別町　中頓別集落協定）

なかとんべつちょう　なかとんべつ

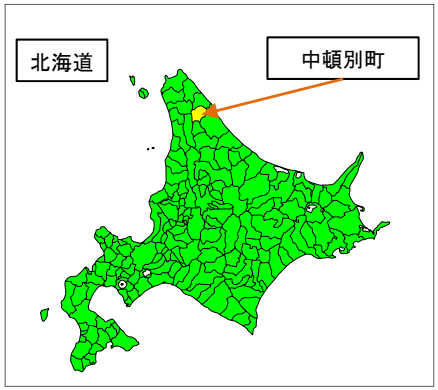

○　農作業受託組織の作業拡大や新規就農者への支援により農業生産活動の省力化をはかり、継続的に営農できる環境を整備。

面　　積：2,684ha（草地）　交付金額：3,160万円（個人配分60%、共同取組活動40%）
協定参加者：農業者42人、農地所有適格法人１法人　　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、北海道の北端部、宗谷管内の南部に位置し、寒冷な気候で草地主体の酪農専業地帯。

○　高齢化による労働力不足や施設の老朽化などから離農が進み、農村集落の維持が困難になることを危惧し、平成12年に協定を締結。本取組を契機に作業の共同化の機運が高まり、酪農経営支援や粗飼料収穫に係る労働力･機械力補てんのため、平成21年にコントラクター利用組合を設立。

○　また、協定参加者を中心に運営する酪農担い手宿泊施設整備など新規就農希望者の受け入れ体制を確立し、継続的な営農のための環境を整備。共同取組活動としては、農地のほ場管理データ整備の他、景観作物（巨大カボチャ）の作付け等の多面的機能増進活動等を実施。

【酪農専業地帯の風景】

【巨大カボチャ重量予想投票】

取組の特色

○　平成21年に設立したコントラクター利用組合の充実を図るため、粗飼料収穫作業に加え、家畜糞尿処理の受託作業に取り組む体制を整備。集落の共同取組活動の一つとして作業機械を購入し、コントラクター利用組合が受託作業に活用。

○　併せて、大型機械導入に伴う取付道路や耕作道の整備を進めた結果、農作業効率が向上し、作業面積が拡大。

○　作業の共同化により、高齢者の農作業に対する負担が軽減されたことで営農意欲が向上し、遊休農地の発生防止にも寄与。

○　作業委託面積の拡大（130ha（H21）→754ha（H29））
○　コントラクター組合構成員・・・・43経営体（H29）
○　担い手への農地集積・・・・（3,091ha（H21）→3,321ha（H29））
○　新規就農者の確保（H23、26、28に各1名）

【新規就農者への激励】

【コントラクターの収穫作業】

法人主体による農地の維持・管理

（青森県外ヶ浜町（そとがはままち）　上小国（かみおぐに）集落協定）

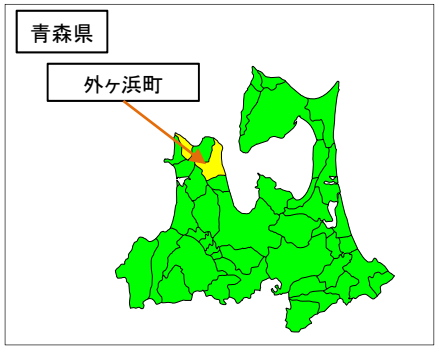

○　農事組合法人3法人が中心となって農地の集積･集約化を進め、農作業の効率化を図るとともに、高収益作物の栽培に取組み、収益性の向上や担い手の確保を目指す。

面　　積：73ha（田）　交付金額：587万円（個人配分40%、共同取組活動60%）
協定参加者：農業者11人､農事組合法人３　協定開始：平成13年度

取組の概要

○　当地区は、青森県北西部の陸奥湾に面し、水稲を中心にそばや野菜を栽培。

○　平成13年から耕作放棄地解消や多面的機能の維持を目的に、農地保全活動や景観作物の作付等の取組を開始。

○　本制度の話し合いを通じて地域の将来像を共有し、担い手に農地を集積・集約して生産性向上を図るため、基盤整備を実施。また、平成20年に一集落一農場を目指し、集落の農業者全戸からなる「農事組合法人上小国ファーム」を設立。

○　平成27年に当集落をモデルとして町内４つの集落営農組織が法人化。同年から近隣の２法人が当集落の活動に参加し、地域全体で協働力が向上。

【集合写真】

【田植え状況】

取組の特色

○　協定農用地の約99%（72.8ha）を法人に集積し、ラジコンヘリや大型農業機械などによる農業生産活動の共同化・省力化を実施。
（法人による農地集積面積：　0ha（H21）→　72.8ha（H29））

○　「上小国ファーム」では、基盤整備により水田の汎用化等が図られたことで、高収益作物（にんにく、夏秋いちご）の栽培を開始。
本交付金を活用していちごハウスを整備し、所得向上を図るとともに、女性パート２名の雇用に貢献。また、平成30年からミニトマトのプランター栽培を開始。
（高収益作物：0ha（H21）→ 1.0ha（H29））

○　地域の子供たちの食育活動「米作り、野菜づくり体験」を支援。食育活動を通じて農業への理解と地域住民との交流を深める。
（活動日当や看板設置費等に本交付金を活用。）

○　集落内で年間営農計画を共有し、地域全体で農作業に参加できる仕組みを構築したことにより作業効率と生産性が向上。
本制度への取組を契機とした法人設立により、農業者の所得と営農意欲が向上。

【いちごの収穫状況】

【農作業体験学習】

農作業体験を通じた地域の活性化
（岩手県山田町（やまだまち）　白石（しろいし）集落農業生産組合）

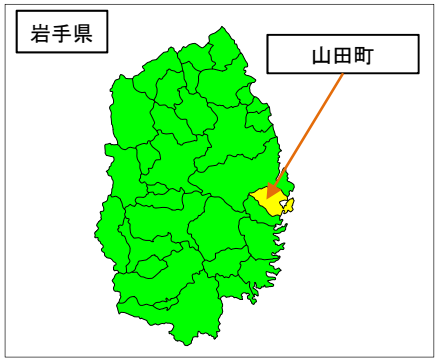

○　そばの生産拡大による農作業体験の展開や、農産物の加工・直売を行い、地域を活性化。

面　　積：3.1ha（田）　交付金額：55万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者８人　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、岩手県の太平洋沿岸部の中部に位置し、主に水稲を栽培。

○　平成12年度より本制度に取り組み、集落ぐるみで農地法面、農道、水路の管理を実施。

○　平成20年から耕作放棄地対策として、農業委員会が中心となり、栽培管理が容易なそばの栽培を新たに開始。

○　平成24年には、過去に集落の共同施設として使用されていた「水車小屋」を再建。米粉等を使った団子を販売するために加工施設を導入し、水車まつりや山田農業まつりなどのイベント等で販売を実施。

○　平成28年から、町広報誌で参加者を募集し「白石そばづくり全部体験」というプログラムを開始。種まき、花見、刈取、そば打ちを体験。収穫したそばは、水車で挽いてそば粉に加工。

【平成24年建設の水車小屋】

【水車まつりの様子】

取組の特色

○　そばの作付面積を増加させるとともに、「白石そばづくり全部体験」というイベントを開催。
（そばの作付面積：0.6ha（H26）→ 1.3ha（H29））
（参加者数：延べ65人、体験参加料収益：18.6万円（H29））

○　10割そばや、山田町特産のアカモク（海藻）を入れたそば打ちの体験を実施。

○　そば打ち体験を通じて現金収入が得られることや、人とのつながりができることで、組合員の活動意欲が向上。

○　これら地域間交流や加工の取組は、集落の女性を中心とした「ごっとん会（愛称）」を中心に実施。同会では「ごっとん会」のロゴをデザインし、のぼり旗や商品シールに使用する取組や農家レストランの運営開始を目指し、農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」に選ばれた著名な料理人の指導によるメニュー開発など、取組拡大に向けて積極的に活動。

【そばの種まき体験】

【そば打ち体験】

法人設立により持続的な農地の維持・管理
（宮城県丸森町（まるもりまち）　大内佐野（おおうちさの）集落協定）

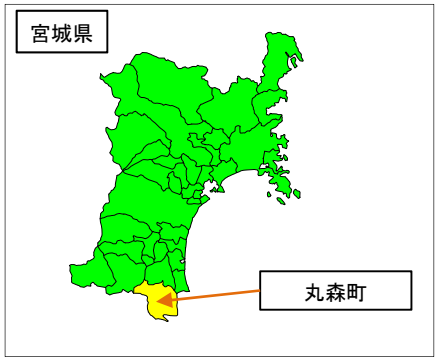

○　中山間地域等直接支払交付金の取組を通じて農事組合法人を設立し，集落型の機械共同化や農作業受委託の体制整備を図りながら農地の維持管理に取り組む。

面　　積：25.5ha（田）　交付金額：276万円（個人配分80%、共同取組活動20%）
協定参加者：農業者12人，非農業者３人，農事組合法人「羽山の里佐野」，協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、宮城県最南端の丸森町南部の福島県境に位置し、主に水稲を栽培。

○　平成12年度から本制度に取り組み、耕作放棄地の発生防止や水路・農道の維持管理を実施。平成13年には、当集落協定を母体にほ場整備を検討する「佐野事例研究会」を設立し、平成17年までに集落内水田（協定農用地）の65%を整備。平成16年からは共同取組活動によりヒマワリの作付けを行い、地域住民との交流を実施。

○　こうした集落協定の取組から作業共同化のメリットを実感したことをきっかけに、平成26年８月に集落の農業者全員参加による農事組合法人「羽山（はやま）の里　佐野」を設立、同法人に農業生産を集約するとともに都市農村交流や高収益作物の導入などの取組を展開。

【田植え】

【共同活動集合写真】

取組の特色

○　担い手（法人）への農地集積面積は、農地中間管理事業を活用し平成26年から平成27年で23ha拡大。
（8ha（H26）→31ha（うち協定農用地22.7ha）（H27））

○　平成28年から町内の畜産農家と提携し、飼料用米を生産・供給。畜産農家からの堆肥を利用して地力を向上させるなど耕畜連携に取り組む。

○　担い手や女性の労働力活用と所得向上を目指し、高収益作物（インゲン、つるむらさき、コネギ等）を導入。あわせて約75aの栽培で380万円の売り上げ（H29）。

○　大規模な集団転作により景観作物（ひまわり）を作付け、担い手が中心となり、耕運、播種等の共同作業を実施。開花の時期には小学生との交流やひまわりまつりを開催し集落を活性化。
（平成22年来園者数：延べ約1,200人）

○　平成30年５月から羽山の里佐野では地域おこし協力隊員を受入、新規就農者となるよう育成。

○　協定参加者に土木技術に長ける者がいることから、農地の改良や農道・水路の整備はほとんど自前で実施。

【ひまわり園開園式】

【ツルムラサキ定植】

地域資源を活用して地域活性化
（秋田県由利本荘市　ザラメキ協定）

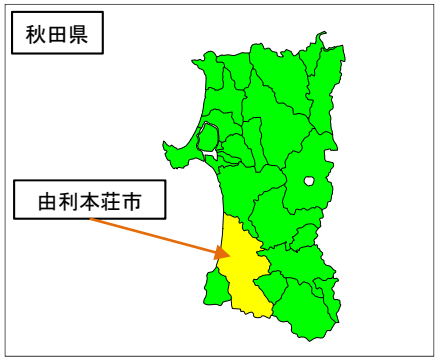

○　集落で農地の保全に取り組むとともに、寒暖の差を利用した食味の良い農産物の生産･販売で地域を活性化。

面　　積：19.4ha（田）　交付金額：385万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者24人　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、秋田県南部に位置し、主に水稲・そば・飼料用作物を栽培。

○　集落人口の減少や離農者の増加により不作付地の拡大が危惧される中で農地及び水路等の農業用施設を維持するために、平成12年度から本制度の取組を開始し水路や農道の補修等を積極的に実施。

○　農地の２割が傾斜度1/10以上の超急傾斜地、６割が傾斜度1/20以上の急傾斜地であり、農道・水路の管理に重点を置き、山間部にある小区画で傾斜の厳しい水田について、地域ぐるみで草刈や水路掃除などの保全活動を実施。

○　平成27年度からは超急傾斜農地保全管理加算に取り組み、加算された交付金を土地改良に活用し施設(農道)保全に努め、特に条件の厳しい農地を他の農地と同様に保全するとともに、直売など農産物の販売促進活動を展開。

【共同作業】

【協定総会】

取組の特色

○　米の付加価値を高めるため、寒暖の差の利用と伝統的乾燥技法「ハサ掛け（天日干し）」の活用により、食味のよい米を生産し、「ザラメキの米」として販売。（交付金は「ハサ掛け」にかかる労務費等に使用。）

○　道の駅で開催される「軽トラ市」では地元野菜（ナス、ジャガイモなど）を、直売所では「ザラメキの米」を販売。消費者に直接販売することで販路を開拓しており、農業者の生産意欲の向上と集落全体の活性化にも寄与。
（軽トラ市、直売所での販売額：27.5万円（H29））

さらに、高齢化が進む中でも本交付金により急傾斜地の農地を安定して維持管理出来ることから、意欲ある農家がより高収益な作物を栽培する取組を開始。
（花き「リンドウ」の栽培面積：０a(H27)→30a（H29））

○　集落と地元小学校が連携して農業体験学習を実施しており、米作りへの理解・関心を醸成。

【小学校農業体験】

【軽トラ市出店】

法人を主体とした集落営農と地域資源の活用
（山形県酒田市　三ケ字集落協定）

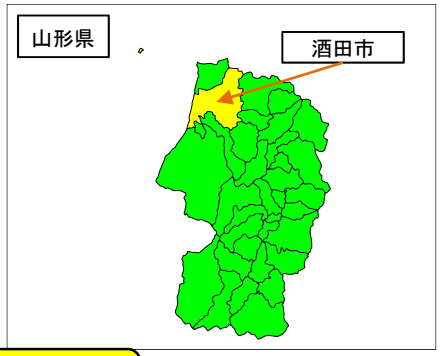

○　法人を設立して集落協定の取組を主体的に実施。農業生産活動や維持管理活動の他、牧場との耕畜連携による地元資源の活用で地域を活性化。

面　　積：37ha（田）　交付金額：698万円（個人配分72%、共同取組活動28%）
協定参加者：農業者38人、農業法人２（うち特定農業法人１）、　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、山形県酒田市の北東部（鳥海山麓）に位置し、水稲を主にそばや赤かぶを栽培。

　平成12年度から、上黒川集落で本制度に取り組み、牧草の作付や農道・水路等の維持管理活動を実施。

　しかしながら、高齢化による担い手不足等から農地の維持・管理が困難になることを危惧し、田園風景や集落を維持するため、平成17年度に隣接する本制度未実施集落を加えた三ケ字集落協定を締結。

○　平成19年、地区内の農家からなる法人「株式会社和農日向（わのうにっこう）」を設立。株式会社化することで、迅速な意思決定による機動的な経営を展開。協定農用地を含む50haで利用権の設定を受け、安定的な経営を実施。

　また、協定参加者で組織する「大台（おおだい）・谷地田（やちだ）管理委員会」が共同取組活動の農道・水路等の草刈活動等を実施することで法人等の農業生産活動を支援。

【農道の草刈】

【水稲WCS収穫】

取組の特色

○　本制度の話し合いを契機に設立した法人「（株）和農日向」は、水稲・水稲WCS（ホールクロップサイレージ）・そば等を生産。水稲WCSの生産では、本交付金をラップマシーン導入に活用。

○　同法人は、水稲WCSを地元の鳥海高原（とりうみこうげん）牧場に飼料として供給。良質で安価な飼料を提供することで畜産農家の所得向上に寄与し、さらに牧場の堆肥を水田の地力向上に役立て、耕畜連携による地域内資源の循環に取り組む。

○　同法人では、集落の担い手確保のため、20代～40代の３名をオペレーターとして常時雇用し、大型機械を活用して生産性向上と労働力の効率化を図り、耕作放棄地発生防止に貢献。

　また、地区内の福祉施設に収穫作業の一部を委託するなど、障害者が活躍できる場を提供し、地域に根ざした法人運営に取り組む。

○　農用地の利用権設定面積：8ha（H18）→ 22ha（H29）
○　法人と鳥海高原牧場との耕畜連携面積：5ha（H18）→ 11ha（H29）
○　法人㈱和農日向の常時雇用人数：1人（H19）　→　3人（H29現在）

【法人の若手三人衆】

【耕畜連携の輪】

集落の宝である棚田の景観維持・管理

（山形県大蔵村（おおくらむら）　豊牧（とよまき）集落協定）

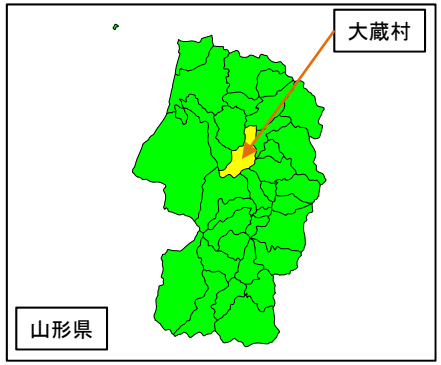

○　集落で農地の保全に取組むとともに、棚田の景観を活かしたイベントを開催し、都市住民との交流活動により、地域を活性化。

面　　積：49.4ha（田）　交付金額：1,195万円（個人配分55%、共同取組活動45%）
協定参加者：農業者41人、非農業者５人　協定開始年度：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、山形県北部に位置し、南部を月山、葉山、それに連なる山々に覆われた地域で、豊富な雪解け水を活かし、主に水稲を栽培。

○　平成12年度から本制度の取組を実施。農道や水路の補修・管理、農地の定期的な点検等を実施し、農業生産活動を維持。

○　一方で、集落人口の減少、小学校の統廃合等により、地域の将来を懸念する声があったことから、地域の魅力である「四ヶ村の棚田」（日本の棚田百選）を活かした取組を実施するため、平成14年に棚田保存委員会を設立。

○　同委員会と集落協定が連携し、棚田に関する情報発信やイベント開催、水稲作業の効率化に取り組み棚田の景観を活用した地域活性化の取組を展開。

【協定農用地】

【棚田オーナー（農業体験）】

取組の特色

○　集落協定では、棚田の保全、景観を守る取組として、交付金を活用した共同利用機械の導入による水稲作業の効率化や周辺林地の下草刈、法面管理を地域全体で実施。

○　平成18年から保存会と連携し、棚田を地域資源とする交流活動として「棚田ほたる火コンサート」を開催。県内外から多くの人が来場。更に平成27年から棚田オーナー制度に取り組み、「田植え」や「収穫体験」などの農作業を通じた交流活動を開始（棚田の維持管理や交流活動の日当、先進地への施策研修費などに本交付金を活用）。
（コンサート来場者：約1,000人(H25) → 約1,900人(H28)）
（棚田オーナー制度参加者：４組(H27) → 12組(H28)）

○　急峻な農地で栽培した棚田米をブランド化。ふるさと納税の返礼品として活用することで地域の所得向上に貢献。
（返礼品（棚田米）：54kg (H25)　→　277kg (H28)）

【ブランド米（棚田米）】

【棚田ほたる火コンサート】

受託組合と棚田オーナー制度による農地維持と地域活性化
（福島県下郷町（しもごうまち）　芦ノ原（あしのはら）集落）

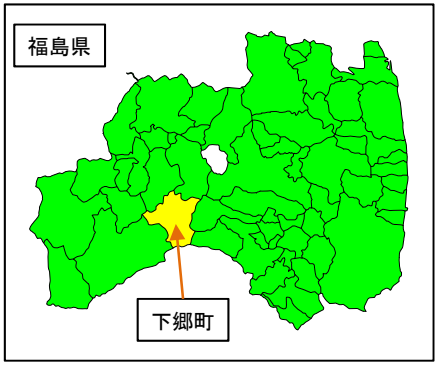

○　受託組合による農作業受託で耕作放棄となりそうな農地を維持。棚田オーナー制度等による都市農村交流事業で地域の誇りを復活し地域を活性化。

面　　積：14ha（田）　交付金額：378万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者47人　協定開始：平成13年度

取組の概要

○　当地区は、福島県会津地方南部に位置し、ほぼ全てが超急傾斜地に該当する農地で、主に水稲を栽培。

○　農業者の高齢化等により農地維持等が困難になる事を危惧し、平成13年度から本制度に取組む。しかし、高齢化が進み農地維持が難しくなってきた農家があることから、本制度における話し合いを契機に平成17年度に地区内の有志により「芦ノ原作業受託組合」を設立。負担の大きな田植えや稲刈り等の作業を受託し農地を維持。

○　また、生産条件が不利な超急傾斜地のもつ美しい景観や清涼な水を活かし、平成24年度から開始した棚田オーナー制度等の都市農村交流活動を実施。

【協定農用地】

【雪の棚田で「棚田灯火祭」

取組の特色

○　作業受託組合が協定農用地のほぼ全てについて農作業を受託しており、受託面積は約４倍に拡大。（受託面積：3.1ha(H18)→13.7h(H29)）

○　棚田オーナー制度は、棚田で収穫される玄米30kgを含めた１組３万円のオーナー料で実施し、日常の管理を集落が実施。交流人口が拡大し、自然の豊かさや人とのつながりの強さなどの地域の良さを見直すきっかけになっているところ。
（棚田オーナー：４組（H24）→　11組（H29））

○　平成24年から週末のみの直売所を集落で運営。地元の野菜・山菜を販売し所得向上に寄与。また、ジャガイモ収穫体験などのイベントを開催し、消費者交流にも力を入れる。これらの活動を通じ、高齢者や女性が積極的に地区内の活動に参加。
（販売額：38万円（H21）→　142万円（H29））

【直売所「はいとー」※1】

※1「入るよ」の意味

【棚田オーナーと昼食会】

生産組合による広域的な農地の維持・管理
（茨城県笠間市（かさまし）　金谷（かなや）中山間地域組合協定）

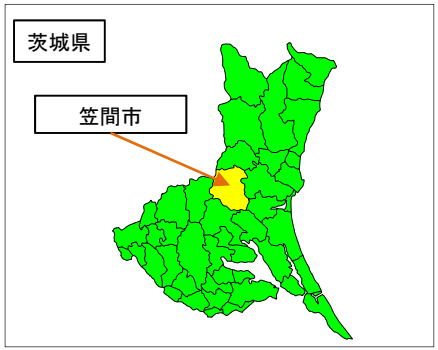

○　協定参加者が農事組合法人を設立し、農業生産活動や水路･農道等の共同管理作業に取り組んだ他、近隣小学生等との交流活動も展開し、地域を活性化。

面　　積：7.3ha（田）　交付金額：58万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者９人　協定開始：平成15年度

取組の概要

○　当地区は茨城県中部に位置する笠間市の西部に位置し、主に水稲を栽培。

○　元々小区画な農地が多いことから、基盤整備等を進め、効率的な農地利用を進めてきたが、農業者の高齢化による担い手不足や耕作放棄地の増加、農業用施設の老朽化等が課題。

○　このため平成15年度から本制度を活用し、草刈りや暗渠排水工事など、協定参加者が協力した農業生産活動を開始。また、平成28年に協定参加者全員が参加した「農事組合法人かなや」を設立し、営農継続が困難となった農地の引き受け、水路・農道の共同管理活動等に取り組むとともに、自然生態系の保全活動や生物観察会など交流活動も実施。

【地区の風景】

【自主施工による簡易な基盤整備】

取組の特色

○　法人では、交付金を活用してコンバインなどの農業機械を整備し、営農継続が困難となった農地を引き受け。
（引受面積：1.8ha（H28））

○　協定では、農地法面の共同点検を年１回実施しているほか、水路（計2.9km）の共同清掃活動、農道（計３km）の共同草刈活動、自力施行による簡易な基盤整備等を行うことで法人の営農活動を下支え。

○　集落内の認定農業者へ農作業の委託を行い、耕作放棄地の発生防止に寄与。

○　集落協定に基づき、農用地の維持管理等を実施し、周辺に生息しているホタル等の豊かな自然体系を保全する活動や、近隣の小学生等による生物観察会を実施。

【認定農業者への農作業委託】

【管理池設置によるビオトープ活動】

棚田オーナー制度による地域活性化

（栃木県矢板市（やいたし）　第二農場集落協定（だいにのうじょう））

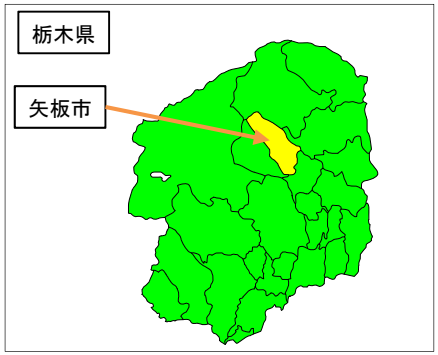

○棚田オーナー制度を活用した地域活性化と景観の維持。

面　　積：11.5ha（田）　交付金額：242万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者８名、その他２名　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、栃木県北部にある矢板市の泉地区に位置し、傾斜度1/15程度の急傾斜地に約60枚の水田が展開する棚田。

○　平成12年度から本制度に取り組み、水路清掃や農地の草刈りのほか農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を実施。

○　平成14年度に「兵庫畑の棚田」として県の「残したい栃木の棚田21」に認定されたこと契機に、平成15年度から本制度の「多面的機能を増進する活動」として棚田オーナー制度を開始。平成25年度に、協定に参加する全農家（８戸）が「兵庫畑棚田を守る会」を設立。オーナー等も参加した草刈り等の景観維持活動を実施。

○　集落協定に基づくオーナー制度の導入により、景観維持に対する意識が向上。農地維持、集落機能の維持と地域活性化に寄与。

【地区全景】

【農業生産活動】

取組の特色

○　オーナーは、米、ジャガイモを作付けし、年４回、田植え、マスつかみ取り、ジャガイモ収穫・稲刈り等を体験。農作業等の指導や日常の管理活動は守る会が実施。

　オーナーは市内住民、東京都や埼玉県等の首都圏出身者など22組、約80名で20a。

○　オーナー料は、特典の棚田で収穫された玄米(30kg)やじゃがいものほか、苗、肥料、農薬などの資材費や管理費を含む設定としており、農地を維持していくための新たな財源確保にも寄与。

○　本交付金を活用して農地法面の草刈りや農道の補修等を行い、オーナー制度の取組を下支えすることで、美しい田園風景の維持に寄与。

【オーナーによる田植え】

【ジャガイモ収穫の様子】

エゴマ栽培による耕作放棄地の解消

（埼玉県美里町（みさとまち）　円良田（つぶらだ）協定）

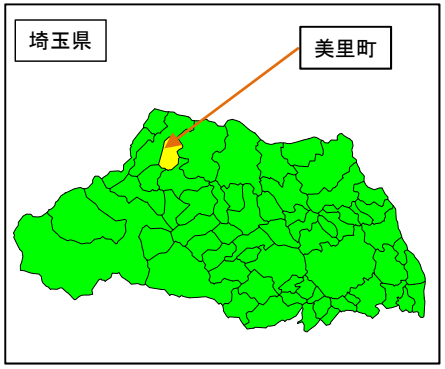

○　獣害の少ないエゴマを導入することで、獣害や高齢化を原因とする耕作意欲の減退により増加していた耕作放棄地を解消。また、加工品であるエゴマ油など新たな商品開発を行い、地域の活性化に貢献。

面　　積：7.1ha（田：1.9ha、畑：5.2ha）　交付金額：33.8万円（個人配分80%、共同取組活動20%）
協定参加者：農業者33人 協定開始：平成29年度

取組の概要

○　本地区は、埼玉県美里町の南部に位置し、主に果樹（あんず、うめ）、しいたけ等を栽培。

○　農業者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が増加し、イノシシ等の獣害が顕在化。このような状況を打開するため、平成28年から獣害の少ないエゴマ栽培を開始し、遊休農地の解消や農地の有効活用に寄与。

○　平成29年度から本制度に取り組み、地権者等が中心となり、集落ぐるみで草刈りや農道の管理を実施することで、エゴマ栽培の拡大・安定生産を下支え。

【エゴマの葉・花】

【共同活動：収穫作業】

取組の特色

○　エゴマはシソ科の植物で、特有の香りをイノシシやシカ等の動物が嫌うため、獣に狙われにくく、防護柵やネット等を設置する必要がなくなり生産者の労力軽減に寄与。

○　共同取組活動として協定参加者を中心に設立された「円良田ＥＧＯＭＡクラブ」がエゴマを生産し、地元直売所でエゴマ油への加工・販売を行い、収益の向上、地域農産物のブランド化の取組により、地域の活性化を推進。

○　エゴマ油は美里町のふるさと納税の返礼品となっており好評。（エゴマ油の生産額：350万円（H29））

○　エゴマの栽培により、耕作放棄地が減少し、中山間地域の景観向上、農家の耕作意欲の回復に寄与。

【エゴマ油の充填】

【商品のエゴマ油】

棚田オーナー制度による農地の維持管理
（千葉県鴨川市（かもがわし）　釜沼千枚田（かまぬませんまいだ）集落協定）

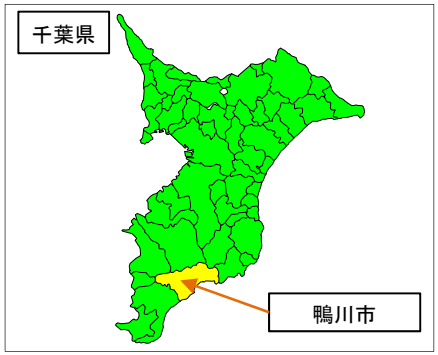

○　農業生産活動の継続が困難な農地をNPO法人や棚田オーナー制度で耕作を行うことにより、将来にわたり生産活動等を可能とする集落の実施体制を構築。

面　　積：9.8ha（田9.3ha、畑0.5ha）　交付金額：247万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者14人、NPO法人 大山千枚田保存会　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、千葉県南部にある鴨川市の中山間地域に位置し、農地の多くが急傾斜の棚田。その一部は「大山千枚田」として棚田百選に認定。

○　棚田を地域の財産としてとらえ、平成９年に「大山棚田保存会」を設立（平成15年にＮＰＯ法人化）。平成12年から棚田オーナー制度を開始すると同時に本制度への取組を開始。

○　本制度を活用し、棚田を含む協定農用地の保全活動を実施するとともに、棚田オーナー制度等の取組を下支え。

○　同保存会は、協定にも参加し、棚田オーナー制度等の拡大と農作業の継続が困難となった農地を引き受けるなど、農業生産活動を継続する取組を展開。

【地区全景】

【オーナーによる田植え】

取組の特色

○　急傾斜の棚田であることから、雨水等により法面等から土壌が流出し易い状態であったため、本制度を活用し、コンクリート枡とパイプ等を利用した排水路を作ることで、土壌流出を防止し、農地の保全を実施。

○　保存会では、市と連携した「棚田オーナー制度」により、畦ぬり・田植え・稲刈り等、米づくりの一連の作業体験を実施。更に大豆畑トラスト、共同で作業を行う棚田トラスト、酒造りオーナー制度など農家の知見や地域資源を活かした様々なプログラムを用意し都市住民を巻き込んだ農地保全の取組を拡大。
（オーナー数：39組（H12）→146組（H30））

○　都市農村交流による事業収入に加え、平成28年には「古民家レストラン　棚田カフェごんべい」をオープンするなど、本制度による下支えのもと都市農村交流の推進による農地保全と地区の活性化の取組を強化。

【排水路の整備】

【棚田カフェ】

草生栽培による果樹園の土壌流亡防止への取組

（山梨県笛吹市（ふえふきし）　奈良原（ならばら）協定）

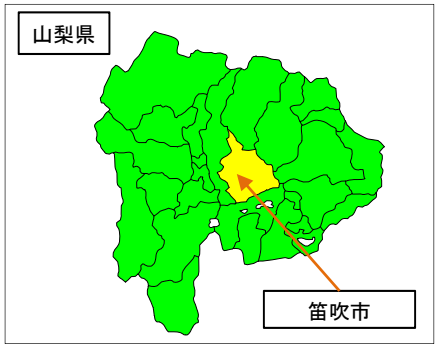

○　地域全体で定期的に農地の維持・管理を行うとともに、傾斜地にある果樹園の土壌流亡の防止に取り組む。また地域資源である「ホタル」を守るため、あぜ道等の整備にも取り組み地域内外の住民交流を展開し、地域を活性化。

面　　積：22.6ha（畑22.3ha、田0.3ha）　交付金額：64万円（個人配分100%）
協定参加者：農業者64人　　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は山梨県笛吹市の南部に位置し、モモやスモモなど果樹主体に栽培されており、一部、棚田が残る集落。

○　しかし、高齢化による担い手不足、草刈や道路清掃など従来から実施してきた共同活動への参加者の減少で、将来に向け農地の維持・管理が困難になることを危惧し、平成12年度から本制度を活用。

○　本制度を活用し、農道や水路、鳥獣害防止フェンス等の定期的な点検を行うとともに、畑から農道に土や石垣の石が流出することが問題となっていたため、「草生栽培」による傾斜地の土壌流亡防止などを実施。

○　地区の防災放送や回覧板などを積極的に活用することで、地域での活動等の周知を徹底し、参加者全員で農地の維持・管理を実施。

【定期的な共同作業（水路清掃）】

【草生栽培への取組（桃畑）】

取組の特色

○　協定農用地内の果樹園において、傾斜地でも土壌が流亡しないよう自生の雑草を管理。一部では、より草丈が低く管理し易いタマリュウなどを栽培する「草生栽培」も実施。これらの取組により地盤が滑らないため降雨直後の作業が可能となり、作業の効率化に寄与。

○　地域のすばらしい環境を地域外の人々にも知ってもらうことを目的に、協定農用地内の水田に自然発生している「ヘイケホタル」を活用した鑑賞会などのイベントを実施。また、多くの人が鑑賞できるよう、あぜ道の整備等も実施。
（ホタル鑑賞：約200人（H23）→約500人（H27））

○　土壌流亡防止策かつ景観形成として、芝桜の植栽も行っており、ホタル観賞と併せて、地域内外の住民による交流も展開。

【ホタルの里づくり】

【芝桜による景観形成】

棚田貸します制度による農地の維持管理

（長野県千曲市（ちくまし）　名月会（めいげつかい）：個別協定）

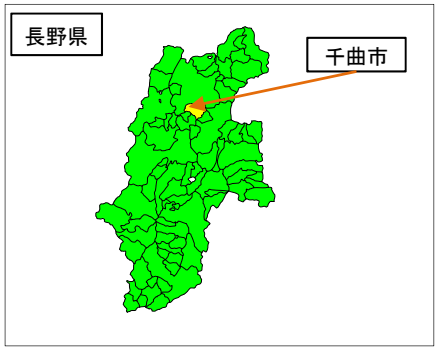

○　棚田貸します制度（オーナー制度）の導入により、地域内外の多様な担い手を確保することで、農地の維持管理、景観の保全に寄与。

面　　積：2.2ha（田）　交付金額：46万円（共同取組活動100%）
協定参加者：農業者15人（名月会）　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、長野県千曲市の西部に位置し、姨捨（おばすて）の棚田で主に水稲を栽培。

○　平成11年に「姨捨（田毎の月）」として国の名勝指定、平成22年には重要文化的景観に選定された「姨捨の棚田」は、かつて激しく荒廃していたが、県営ふるさと水と土保全モデル事業で約2.6haの棚田が整備されたことをきっかけに、農業者（協定農用地の所有者及び有志の者）による「名月会」を組織し、平成８年から棚田貸します制度を実施。

○　平成12年から同会として本制度に取り組み、農地や水路、作業道の管理等を共同で行うとともに、オーナー制度の区画を増やし会員を拡大。都市農村交流事業の先駆けとしての農地維持、景観保全の取組を下支え。

オーナー数統計　　単位：（組）

取組年度	第３期					第４期			
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
体験コース	68	72	72	74	70	65	67	67	66
保全コース	15	14	14	17	18	20	23	22	22
計	83	86	86	91	88	85	90	89	88

【小学生への田植え指導】

【棚田の景観（夜景）】 ©千曲市

取組の特色

○　特定農地貸付法により市が地権者から農地を借受け、名月会に作業委託しており、体験コース、保全コースの２種類を設定。

○　「体験コース」は、田植え、草刈り（年４回）、稲刈り、脱穀の年８回の各行事に参加。「保全コース」は、作業への参加は自由。

○　名月会は、市からの委託料と本交付金を活用し、オーナー会員を募集。棚田の管理、作業の指導、交流会の実施などを実施するほか、地域内外の小学校や中学校などのオーナー制度の受入れも行っており、食農教育に大きく貢献。これらの取組を通じ、農道・水路の管理や法面の除草等が確実に実施されるようになり、棚田が維持され荒廃化を防止。

○　オーナー会員の増加に伴い協定面積が拡大し、維持管理経費や作業料が増加してきたことから、活動を支える人材として地域おこし協力隊１名を平成29年から受入れ、農作業や広報活動などに従事。

（銀座NAGANO課題解決型事業、都市農村共生・対流総合対策交付金事業などの実施にも協力し、都市農村交流活動の実施に取組み。）

【棚田の歴史の説明】

【写真コンテストへの協力】

地域マネジメント法人と地域住民による営農や地域の活性化

（新潟県十日町市（とおかまちし）　川西仙田（かわにしせんだ）地区集落協定）

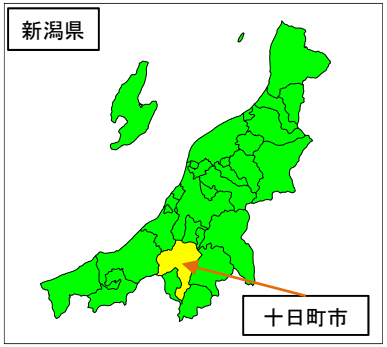

○　法人と地域住民による農業の継続と、道の駅を生活の「小さな拠点」として活用し、地域活性化を推進。

協定面積：101.4ha（田）　交付金額：1,766万円（個人配分60%、共同取組活動40%）
協定参加者：農業者130人、法人１組織　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、魚沼米で知られる新潟県魚沼地域の西部に位置し、最深積雪が３ｍを超える豪雪地。

○　住民の高齢化率が高く単身世帯も多いことから、後継者不足により営農継続が困難な状況。また、除雪や日用品の買物支援など生活を維持するための条件整備も地区の大きな課題。

○ 本制度の発足当初から、９集落による広域協定を締結し、集落を越えた協力体制のもと、機械の共同利用や直売所運営により農業生産を維持する活動を実践。

○ 平成22年には、それらの活動を引き継ぐとともに地域マネジメント機能を併せ持つ(株)あいポート仙田を設立。

○　同法人は、営農継続が困難となった農地の耕作や直売所の運営に加え、雪下ろしの請負や直売所を活用した日用品の確保などのコミニュティビジネスにより地域を下支え。

【棚田の風景】

【高齢者世帯の雪下ろし】

取組の特色

○　(株)あいポート仙田は、協定の事務局機能を担当。また、協定農用地を耕作する住民が営農継続できなくなった場合は、受皿として農地を管理･耕作。
（法人の集積面積：4.3ha(H22) → 11.5ha(H29)）

○ 同法人は、現在、「道の駅瀬替えの郷せんだ」の指定管理者として、ミニスーパー機能をもつ直売所を運営し、地域農産物の販売促進と併せ、日用品も取り扱うことで地域の無店舗状態の解消に貢献。
また、イベントの開催や地元のNPO法人と連携して高齢者の交流等を実施。
（直売所の売上：2066万円(H22) → 5543万円(H29)）

○ 道の駅には、農業研修生や高齢者が宿泊できる施設も整備されており、農業技術の習得や生活支援を行う拠点として活用。

【仙田体験交流館『きらり』】

【イベント開催（毎年10月最終日曜開催）】

少人数、通勤農業集落の超急傾斜地における農業生産活動と鳥獣害対策

（富山県氷見市（ひみし）　五十谷（いかだに）集落協定）

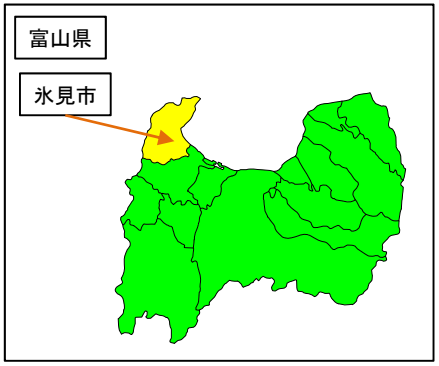

○　少人数ながらも役割分担を明確にして効率的に農地や農業用水などの資源の保全を実施。超急傾斜農地保全管理加算を活用して鳥獣害対策に取り組み、山間地でも安心して営農が行える環境を整備。

面　　積：５ha（田）　交付金額：135万円（個人配分39%、共同取組活動61%）
協定参加者：農業者４人　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、富山県氷見市の北部に位置し、協定農用地の全てが超急傾斜農地であり、主に水稲を栽培。

○　昭和52年の大規模地滑り災害により、ほとんどの住宅、農地が喪失し、住民全員が集落を離れ市街地等に移住。その後、農地を復旧し、営農を再開。協定参加者全員が市街地からのいわゆる「通勤農業」。

○　中山間地という条件不利地での通勤農業に加え、担い手の高齢化等から、平成12年度から本制度に取り組み、水路整備や農道の簡易舗装等を実施しているが、取組を継続していく中で、集落ぐるみでの農地保全意識が芽生え、平成21年度には「五十谷営農組合」を設立。営農組合として農作業を受託するとともに、防除・堆肥散布等の作業および田植機等の機械利用を共同化。

○　近年、イノシシによる被害が多発し、その対策が大きな課題。

【五十谷地区地形】

【特別栽培米の取組】

取組の特色

○　協定参加者が４人と少なく、かつ、通勤農業であることから、協定参加者それぞれの担当箇所を明確にする工夫を行うことで、水路、道路、農地の確認等について漏れや重複なく効率的に実施。厳しい環境の中でも荒廃農地を発生させることなく優良農地を保全。

○　平成28年度からは超急傾斜農地保全管理加算を活用して電気柵等の整備を進めるとともに、草刈りの徹底や捕獲檻のエサ管理等を徹底し、山間地でも安心して営農を行える環境の整備に取り組む。
（電気柵の設置：0km(H25) → 4.7km(H29)）

○　高付加価値農業による所得の向上を図るため、特別栽培米の栽培を拡大し農協で販売。
（特別栽培米作付面積：4.1ha(H25) → 4.75ha(H28)
販売価格15,178円／60kg(1等米)※慣行栽培米と比較し2,016円高額）

○　超急傾斜農地保全管理加算の取組開始を契機に、氷見市が開催する食文化のイベントで、地域の取組や収穫した米（特別栽培米）についてＰＲを実施しており、中山間地の魅力を発信。

【電気柵の設置】

【イベントにて取組みをPR】

法人を中心とした農地の維持・管理
（石川県輪島市（わじまし）　内保（うちぼ）集落協定）

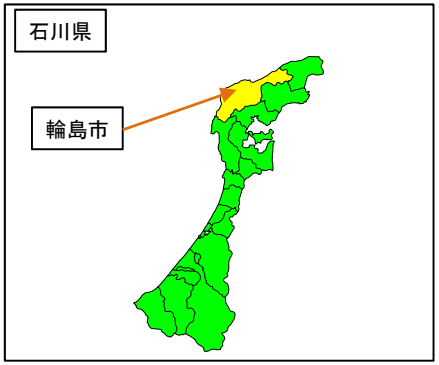

○　地域の農業法人が協定農用地の集積と協定事務を担い、集落が草刈隊等を組織し法人の農業生産活動をサポートすることで、都市住民との交流などの集落の取組を活性化。

面　　積：17.9ha（田）　交付金額：222.5万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者25人､法人１法人、非農業者23人　協定開始：平成12年度（第１期）

取組の概要

○　当地区は、石川県北部にある輪島市の西部に位置し、水稲を中心に栽培しながら古くからの農村景観を継承。

○　高齢化の進行に伴う後継者不足から、農地の維持・管理に支障が生じ、耕作放棄地の増加が懸念されため、本制度に取り組み、鳥獣害防護柵の設置や周辺林地の草刈り等を実施し農業生産活動を継続。

○　高齢化した集落の取組を活性化するため、協定に参加する集落内の農業法人(有)ファーマーが耕作が困難となった農地の受け手となるとともに、協定の事務を担うなど、協定の核となり地域の活動を牽引。

【内保地区の風景】

【草刈隊の活動の様子】

取組の特色

○　(有)ファーマーが地域内の耕作が困難となった農地を引き受ける形で経営規模を拡大。現在では協定農用地の過半を耕作し、地域の農地を維持。(法人への集積面積：4.3ha(H17) → 12.4ha(H29))

○　また、同法人は、原木しいたけや施設野菜（ピーマンやししとう等）の生産による所得向上に取り組むとともに企業見学・体験やインターンシップの受け入れを行うなど都市住民との交流を実施することで、地域の活性化に寄与。
（原木しいたけの作付け量：5000本６a(H24) → 15000本19a(H29)
施設野菜の作付面積：1,890㎡(H21) → 3,187㎡(H29)）
（企業体験の受入：１件（H27）→３件（H29）、
インターンシップの受入：H27より累計5件）

○　集落では同法人の管理作業の負担を軽減するため、農業者だけでなく、集落内の非農業者や集落出身者を含めた草刈隊や鳥獣害防護柵管理隊を組織し、共同取組活動として、協定農用地の維持・管理作業を実施。周辺集落の草刈り等も請け負う。今後は、周辺集落にも役割分担などを明確に取り決めた草刈隊等を組織するよう推進活動を展開。

【原木しいたけの乾燥工程】

【企業体験の様子】

獣害対策を契機に多角的な取組へと発展

（福井県三方郡美浜町（みはまちょう）　新庄（しんじょう）集落協定）

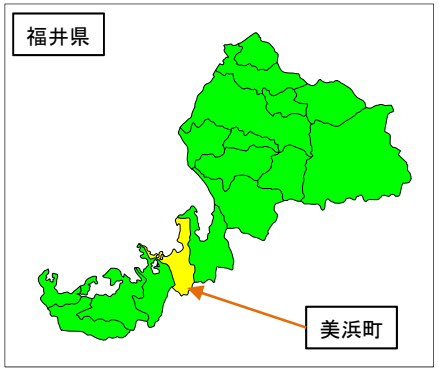

○　農事組合法人「新庄わいわい楽舎」が中心となり、協定農用地の利用集積を図るとともに獣害対策や高付加価値米を導入したブランド化を推進。

面　　積：18ha（田）　交付金額：378万円（個人配分70%、共同取組活動30%）
協定参加者：農業者26人、農事組合法人１法人（６人）　協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、福井県美浜町の南部に位置し、大半が水稲を中心とした兼業農家。

○　平成10年に有害鳥獣対策協議会を設立し、長年被害に悩まされていた獣害対策を集落全体で協力し実施したことを契機に、平成12年度より本制度に取組み、獣害対策及び機械の共同利用等を実施。

○　平成18年には、本制度の取組み開始と併せ設立された新庄中山間機械利用組合を新庄わいわい楽舎に改組。平成19年に法人化し、協定農用地の約６割(H29:10ha)を引き受けているほか、同法人が中心となり、ブランド米の生産・販売や獣害対策を兼ねた牛の放牧による耕作放棄地の復田、体験型観光の受入れによる都市農村交流等の取組を実施。

【新庄地区の様子】

【共同作業の様子】

取組の特色

○　当地区では、有害鳥獣による被害や中山間地の不利な生産条件により米の増収が望めないこと等から米の高付加価値化を目指し、(農)新庄わいわい楽舎が平成19年に県のエコファーマーの認定を受け、特別栽培米を生産。「やまびこ米」としてブランド販売(特別栽培米：1俵2万4千円)するほか、町内の酒造メーカーと契約し、特別栽培米の酒米を生産・販売 (当該酒米からできた日本酒は「早瀬浦 夜長月」としてブランド販売)。
（特別栽培米の販売額：442万円(H26)→552万円(H29)）

○　耕作放棄地において牛の放牧を実施。獣害が低減するとともに耕作放棄地の復田を実現し、コシヒカリを作付。景観の改善や経営面積の拡大に寄与。（復旧面積：5.5 ha）

○　町の地域資源である人と自然を活用し、様々な体験を通して地域の活性化に寄与する活動を行っている若狭美浜はあとふる体験推進協議会等と連携し、県内外からの体験型観光事業の体験者の受け入れ(３戸が民泊登録)を行うとともに、地元の保育園、小学校の農業体験を支援を実施。(交流人口：約80人(H29))

【やまびこ米】

【牛の放牧】

集落営農法人による一元的な農地等の維持管理体制の整備
（岐阜県関市（せきし）　ほたるの里八神（やがみ）集落営農組合：個別協定）

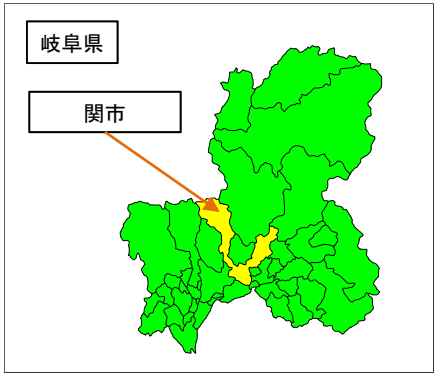

○　集落営農法人が協定農用地の維持活動を一手に引き受け、継続可能な農業経営を実現させる体制を強化するとともに協定活動を効率化。

面　　積：14.3ha（田）　交付金額：114万円
協定参加者：農事組合法人による個別協定（農業者32人）、協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は岐阜県関市の中央部に位置し、主に水稲、麦・大豆を栽培。

○　平成12年度から本制度に取り組み、集落ぐるみで草刈り・農地に隣接する山林の立林の伐採や鳥獣防止柵を設置するなど農地等の保全活動を実施。

○　高齢化等が進展する中で農地を保全・管理し継続可能な農業経営を実現させるため、平成19年に協定参加者全戸が参加する集落営農組合を設立。平成22年に同組合を法人化し農事組合法人ほたるの里八神集落営農組合を設立。

○　全協定農用地を利用権設定により同法人に集積することとしたため、第４期対策（平成27年度～）からは同法人との個別協定に移行させ、同法人が営農活動を実施するとともに農地保全活動を実施。

【協定農用地】

【鳥獣防護柵】

取組の特色

○　八神地域の水田及び畑の合計面積は24.5ha、そのうち本法人が農地中間管理機構を通して利用権設定している農地は水田の15.0ha（うち協定農用地は14.3ha）で農地集積率は61％。

○　当初は、八神集落協定を組織化し、農業生産活動等に取り組んできたが、協定参加者全戸が構成員となる農事組合法人ほたるの里八神集落営農組合が設立され、従来、集落協定として実施してきた本交付金に係る活動を一手に担う体制が整備されたため、本制度の取組に関する意思決定手続や収支を同法人に一元化し手続の省力化や迅速化を図るため個別協定に移行。

○　同法人による農作業は、理事９名を中心に実施するほか、法人構成員全体の取組として、農地周辺の雑木・雑草の処理、農地・水路・農道等の草刈り及び電柵の設置や補修、猿・猪檻の管理を実施することで、従来どおり集落ぐるみで農地等を維持管理していく体制を確保。

【農地周辺の雑草処理】

【猿檻】

地域ぐるみで鳥獣害防止、水田の管理作業を省力化

（岐阜県郡上市（ぐじょうし）　宮地（みやじ）集落協定）

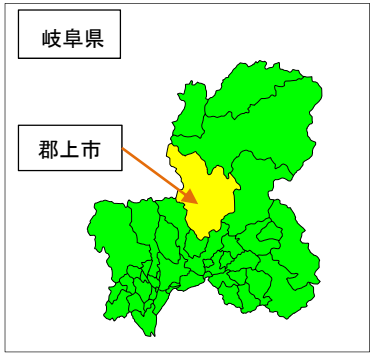

○　鳥獣害防止や水田作業の省力化を集落ぐるみで実施し、担い手が農地を請け負える条件を整備することで耕作放棄の発生を防止。

協定面積：19.9ha（田）　交付金額：159万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者36人、農地所有適格法人、農作業受託組織、水利組合　協定開始：平成12年度

取組の概要

○ 当地区は、岐阜県中央部に位置する郡上市の東部に位置し、冷涼な気象条件のもと、野菜や水稲を栽培。

○ 少子高齢化の進展や、獣害の増加により農地の荒廃が危惧されたことから、平成12年度より本制度に取り組み、鳥獣害対策や雑草対策についてより効果的な手法の研究開発を実施。

○ また、平成９年度から集落の魅力発信や文化の伝承、住民福祉を目的とし、地域資源を活用した「集楽づくり」活動を開始。年齢・性別などで構成された親睦組織と、集落協定、多面的農支払の活動組織で構成された体制を整備。本制度の取組も住民総集会に諮り実行。

取組の特色

○ ５年後に耕作放棄となる可能性の高い農地をマップ化し、農業活動継続の危機感を共有。集落全体の問題として位置付け。

○ 獣害の多発により営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等が心配されたため、鳥獣侵入防止柵の改良に取り組み、イノシシ、ニホンシカ及びサルの侵入防止柵を完成。この柵を集落住民の総参加により集落周辺やブロック毎に設置したことで、安定した農業生産を実現。

○　水田維持管理の課題である、農道や水路の法面及び水田畦畔の除草作業を省力化するために、集落の景観に配慮した色（緑）、耐久性の強化など製造メーカーと協力し改良した防草ネット・シートや水田畦板を設置。水田作の作業時間を約２割軽減。

○　これらの取組により農地を担い手に貸し付け、耕作を続けてもらうことが可能となり、大規模農家４戸と法人が農地の70%以上を集積。

防草シートの設置

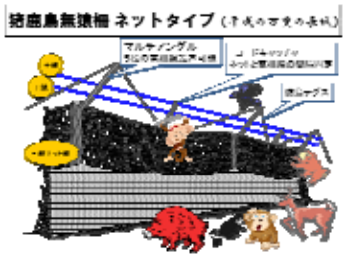

鳥獣害防止と自然生態系の保全に向けた取組により農業生産活動等を維持

（愛知県新城市（しんしろし）　出沢（すざわ）集落協定）

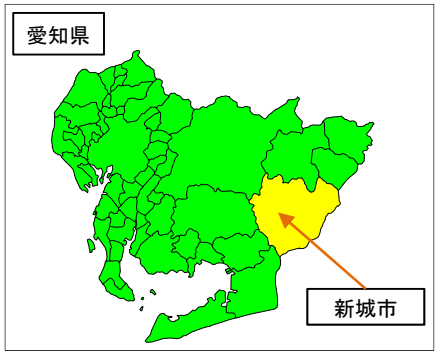

○　鳥獣害防止と豊かな自然条件を活かした自然生態系の保全に取り組み、集落コミュニティの活性化で農業生産活動を維持。

面　　積：6.3ha（田）　交付金額：118万円（個人配分90%、共同取組活動10%）
協定参加者：農業者：24人　協定開始：平成22年度

取組の概要

○　当地区は愛知県新城市の中央部に位置し、超急傾斜農地を含む水田で主に水稲を栽培。

○　平成22年度から本制度への取組を開始。鳥獣被害が深刻な地域であったため、同年に本交付金を活用して鳥獣害防止柵を設置するとともに柵や檻の管理、鳥獣被害を助長する耕作放棄地の管理等を継続的に実施するなど地域が一丸となって鳥獣害防止対策に取り組むことで、認定農業者等が作業面で中心的な役割を担いつつ集落ぐるみで協定農用地を維持していく体制を整備。

○　多面的機能を増進する活動として、休耕水田を活用したビオトープの確保や昆虫類の保護など同地区の自然生態系の保全に向けた取組も展開。

○　平成29年度からは、超急傾斜農地保全加算に取り組み、超急傾斜農地の保全活動を下支えするとともに、協定農用地で生産された米を米粉に加工し販売する取組を実施。

【鳥獣害防止柵の設置】

【耕作放棄地の管理】

取組の特色

○　協定農用地周辺で耕作放棄が発生し、イノシシやシカなどの有害鳥獣の温床となったり、病虫害の発生原因となるなど協定農用地の農業生産活動等に悪影響を及ぼす恐れがあったため、集落内の認定農業者等の担い手を中心に、耕作放棄地の耕起・草刈りを実施し農地として復旧し維持管理を継続（耕作放棄地復旧面積：５a）。

○　地元産の米を主食用以外に活用するため、協定農用地で栽培された米を米粉に加工し、産直施設等で販売。
（米粉の販売量：172kg（H26）→258kg（H29）
米粉の売上高：258,000円（H29））

○　地域に生息する昆虫類に着目し、地元有志の環境保全団体（かえる会、ホタル会）と協力してビオトープを設置。市のカエルに指定されているモリアオガエルの産卵場所として集落内の水田を活用した繁殖保護活動やホタルの生息域を守るためのカワニナの放流等、希少種となっている魚類・昆虫類の保護活動を実施。これら地域資源を守る多様な共同活動は農業生産活動等の基礎となる集落コミュニティの活性化に寄与。

【ビオトープを設置しての昆虫類の保護】

集落営農組織及び認定農業者による離農者農地の引き受け
（三重県いなべ市　東貝野（ひがしかいの）集落協定）

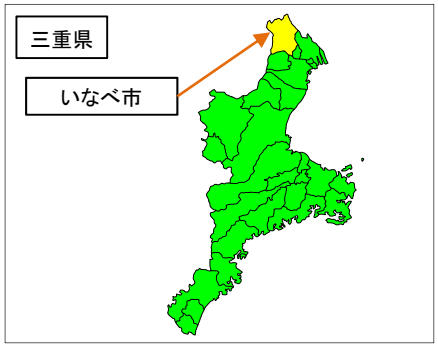

○　離農者の農地を集落営農法人及び認定農業者が引き受けることにより、地域の営農を継続。集落ぐるみでの鳥獣被害対策や景観作物による地域美化活動も実施。

面　　積：27ha（田）　交付金額：355万円（共同取組活動100%）
協定参加者：農業者38人、農事組合法人１　協定開始：平成17年度

取組の概要

○　当地区は、三重県いなべ市の北部に位置し、主に水稲を栽培。農業経営の大半が兼業農家。

○　農業者の高齢化等により地域農業の維持が危ぶまれる中、昭和53年に地区の農家88戸が東貝野良質米営農組合を設立し農作業の請負を開始。水田の賃借を更に進めるため平成25年に同組合を法人化し農事組合法人東貝野良質米営農組合を設立。現在では地区内農家の大部分である88戸が構成員となっている状況。

○　本制度には平成17年度から取り組み、共同取組活動で用排水路や農道などの維持管理を行うとともに、獣害防止柵や捕獲檻を設置し獣害を軽減するなど地区農業を下支えすることで、同法人と認定農家（１戸）が離農者の農地を引き受ける体制を整備。

【集落の様子】

【獣害防止柵檻】

取組の特色

○　本交付金を活用して、集落営農による効率的な農業生産活動を進めるために必要なコンバインやトラクターなどの農業機械や施設を整備。

○　高齢等で営農継続が困難となり離農した者の農地は、農地中間管理機構等を活用し、利用権設定により認定農業者や農事組合法人が集積することで地区内の農地を維持。
（集積データ：10ha(H25)→14ha(H29)）

○　共同取組活動として景観作物（コスモス、ヒメイワダレソウ）による地域美化活動を実施。特にヒメイワダレソウは、畦畔の法面草刈り作業の軽減も兼ねた被覆作物として、苗を育成し積極的に植栽するなど省力化の取組としても実施。

○　地域に対する愛着を育てるため、毎年、小学生を対象とした生き物教室を開催。平成29年には27人が参加。

【生き物教室の様子】

【ヒメイワダレソウの植栽】

地域住民や企業ボランティアが連携し、美しい棚田の保全活動に取り組む
（三重県亀山市（かめやまし）　坂本（さかもと）営農組合集落協定）

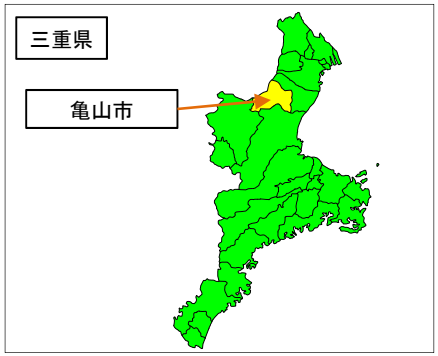

○　保存会を中心に企業ボランティアとともに、「日本の棚田百選」に認定された美しい棚田の保全に努める取組。

面　　積：20.7ha（田）　交付金額：560万円（個人配分64%、共同取組活動36%）
協定参加者：農業者32人、協定開始：平成12年度

取組の概要

○　当地区は、三重県亀山市の北部に位置し、集落を囲む石積み棚田の持つ美しい自然環境が平成11年に「日本の棚田百選」に認定。

○　大型機械の活用が困難であることや農業者の高齢化・後継者不足による棚田の荒廃を防ぐため、平成12年度から本制度への取組を開始。

○　「棚田百選」に認定されたことを契機に設立した「坂本営農組合」が本制度を活用し、水路の清掃・法面の草刈り、鳥獣の防護柵設置などの保全活動を実施するとともに、農業機械の共同利用を進め営農継続が困難となった棚田での作業を引き受け。

○　また、協定参加者が中心となり平成12年に設立された「坂本棚田保存会」が同組合と連携し、棚田を活用したイベントの開催や企業ボランティアなど地域資源を活かし地域外の住民を巻き込んだ保全活動を展開。

【坂本棚田の風景】

【坂本棚田米】

取組の特色

○　交付金を活用し、共同利用機械として、草刈機、トラクター、畦ぬり機を導入。組合として除草作業や耕耘作業を実施することが可能となり、これまで個々に機械を所有し行っていた農作業を共同化。営農継続が困難となった農地についても組合が引き受ける体制を整備。

○　超急傾斜農地保全管理加算に取り組み、石積の補修等を実施するとともに、冷涼な気候や清らかな水に恵まれた棚田で栽培していることを付加価値とした「亀山坂本棚田米」の共通パッケージを作成しイベントで販売するなど所得向上に向けた取組を実施。
（販売量：60俵（H29））

○　保存会が中心となり、県内の企業ボランティアを呼び込み、棚田の保全活動や石積体験、そば打ち体験などのイベントを実施。更に地域外から人を呼び込むために、2000個のLEDで棚田をライトアップする「棚田あかり」を開催するなど、棚田米のブランド化に向けた市内外への情報発信を実施。

【そば打ち体験】

【地元とボランティアによる保全活動】

【棚田あかり2017】